

仕 様 書

鹿児島市消防局

1 件名

鹿児島市消防車両法定点検整備等業務 (中央署、西署及び南署共通)

2 業務委託内容

道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備、同法第62条に規定する継続検査、別紙1「業務内容」に掲げる整備及びこれらに付随する作業（以下「整備等」という。）

3 対象車両

別紙2「車両一覧表」のとおり

4 整備等方法

- (1) 本仕様書、道路運送車両法及び同法の保安基準に基づいて行うこと。
- (2) 記録簿については、社団法人鹿児島県自動車整備振興会「定期点検用点検整備記録簿（分解整備記録簿）」に準じたものを使用すること。
- (3) 整備等に必要な機械器具は、十分点検を行い、法令の定めのあるものについては、これに適合させるとともに、その取扱者は、必要な資格を有した者とする。
- (4) 従事者は、それぞれの担当作業に熟知した者とする。
- (5) 整備等に必要な部品は純正品、又は同等以上の物を使用すること。
- (6) 整備等において必要となった次に掲げる簡易な調整、締付、清掃、給油及び部品の費用は本契約に含むものとする。
 - ア 調整 : ブレーキ、クラッチ、アイドリング、各種ベルト、タイヤ空気圧等
 - イ 締付 : 弛緩ボルト等増締め
 - ウ 清掃 : エアエレメント
 - エ 給油（水） : グリス不足部への給油脂、バッテリーへの蒸留水の補水、冷却水の補水
 - オ 部品 : 割ピン、ボルト類、ワッシャー、パッキン、ナット、ランプバルブ（ハロゲンバルブ等の特殊な部品を除く）
 - カ その他 : 各種クリーナー、ウエス等の清掃用品
- (7) 本仕様書に明記されていない事項で、必要な整備箇所を発見した場合は、速やかに消防局総務課庶務係（以下「担当」という。）と協議すること。

5 整備工場

整備等は、鹿児島市内の道路運送車両法第78条に規定する認証を受けた事業場（以下「認証工場」という。）で実施すること。

6 車両の持ち込み方法

(1) 定期点検及びその他整備

消防局職員又は消防団員が認証工場へ入庫し、整備等の業務完了後ただちに、
車両を消防局職員又は消防団員に返納すること。

(2) 継続検査

受託者が配置場所から車両を引き取り、検査終了後、配置場所へ返納すること。なお、配置場所から車両を引き取る際には、必ず身分証明書を提示すること。

7 整備等に要する日数及び時間

整備等に要する日数及び時間は以下のとおりとする。なお、これを超える場合は、担当に連絡すること。

(1) 定期点検

ア 12カ月点検 4時間以内

イ 6カ月点検 3時間以内

(2) 継続検査

3日間（入庫日含む。）

(3) その他整備

2時間以内

8 提出書類

(1) 契約締結後

ア 整備等計画表

イ 整備等を実施する認証工場の住所、平常時の連絡先、緊急時（休日、夜間を含む。）の連絡先及び責任者名を記載した一覧

ウ 積算内訳書

(2) 毎月の業務完了後

翌月の10日までに以下の報告書等を作成し、提出すること。

ア 請求書

イ 業務完了報告書

ウ 別紙3「整備等実績報告書」

エ 自動車車検証の写し（継続検査車両のみ）

9 委託料の支払い

- (1) 委託料は、8 (2)ア及びイの提出後、契約書に記載された金額を月毎に支払う。
- (2) 月毎の支払金額は、契約時に発注者と受託者が協議して決定する。

10 その他

- (1) 自動車損害賠償責任保険の期間は24カ月とすること。
- (2) 車両及び積載物は、適正に管理するとともに、車両等に損傷を与えた場合や、積載物を亡失した場合は、速やかに担当に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 車両を引き取り、返納するまでの間に第三者に及ぼした損害及びその他の一切の損傷は受託者の負担とする。
- (4) 車両及び積載物を他の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は、別添「秘密情報等取扱特記事項」に基づき事務処理を行うこと。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議し、その指示を受けること。
- (7) 継続検査を受ける際は、これに必要な一切の手続き及び整備等を行い、継続検査に合格のうえ納入すること。継続検査に要する諸費用一切（検査手数料、自賠責保険料及び重量税を含む。）は本契約に含めるものとする。
- (8) 担当は、必要に応じ受託者の整備工場へ立入検査を行うものとする。その結果、不具合事項が発見された場合は、受託者に対して必要な作業指示を行うことができる。この場合、受託者は速やかに担当の指示に従い、不具合事項を改善しなければならない。

11 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日